

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の主産業は、稲作をはじめとする農業だが、地域経済や財政基盤の維持と住民生活の安定を図るためには、農業の維持と同時に、観光や商工業との連携等による地域経済全体の振興を進める必要がある。

本町の人口は、国勢調査によると昭和 35 年には 14,118 人だったが、令和 2 年には、7,198 人まで減少している。更に、令和 5 年 4 月の住民基本台帳人口は 7,342 人となっており、年少（0～14 歳）人口、生産年齢（15～64 歳）人口、高齢者（65 歳以上）人口はそれぞれ 520 人、3,458 人、3,364 人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ 7.1%、47.1%、45.8%となっている。

また、本町の産業構造について、平成 26 年の経済センサス基礎調査によると、全産業の総事業所数は 360 事業所で、卸売業・小売業が 72 事業所と一番多く、次に建設業が 57 事業所、製造業が 48 事業所となっており、平成 21 年の調査と比較すると総事業所数が 8 事業所の減となっているが、製造業は 6 事業所の増となっている。

中小企業を取り巻く環境は年々変化しており、全国的には経営者の高齢化から廃業に至るケース、人材不足から事業運営が困難となるケースなど深刻化している。大企業と比べても資金力など体力差がある中小企業は、技術力・経営力の向上、優秀な人材の確保などにより業務の効率化や生産性を高めることが必要となっている。本町においても中小企業の先端設備等の導入を推進し、あらゆる面から支援することで、体力のある優秀な企業を育てていかなければならない。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、厳しい経営環境に置かれている町内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るべく新たな設備投資への後押しとし、労働人員の不足を補い、地域経済の活性化を目指す。これを実現させるため、先端設備等導入計画の年間 10 件程度の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に定める町内全ての中小企業者に対し先端設備等の導入を促進し、本基本計画の目標を達成するため、先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等

全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、観光資源である景観や自然環境への保全が特に必要であることを踏まえて、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）に限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、対象地域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

中小企業による幅広い取り組みを促すため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は対象とせず、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町税を滞納している者を除く。
- ・ その他町長が適当でないと認めるものを除く。